

教 生 学 第 2 1 号  
令和 4 年（2022 年）4 月 7 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ） 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）

このことについて、この度、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

通学路の交通安全の確保に係る推進体制の構築については、本道においては、令和 3 年度末時点で、全市町村で推進体制が構築されています。

つきましては、教育委員会及び学校においては、次のとおり、通学路の交通安全の確保に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「通学路交通安全プログラム」を策定した市町村においては、対策必要箇所等を公表し、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報を自治体のホームページにより公表するなど、積極的に情報発信すること。
- 2 安全対策の定期的な状況把握や「通学路交通安全プログラム」に基づいた実効性のある取組を確実に進めること。
- 3 各学校においては、児童生徒に対して交通ルールの遵守はもとより、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導したり、効果的な見守り活動の実施に向け、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて保護者や地域ボランティア等と共通理解を図ったりするなど、一層の交通安全確保の取組を推進すること。

学校安全係  
担 当：主査 佐 藤 英 明  
内 線：35-656  
直 通：011-204-5895  
F A X：011-272-1234  
E-mail:satou.hideaki@pref.hokkaido.lg.jp



事務連絡  
令和4年3月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 通学路の交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、昨年6月には、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

文部科学省は、平成24年度に発生した京都府亀岡市の事故を受けて、国土交通省、警察庁と協力し、平成25年5月31日に「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」を、同年12月6日に「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通知したところでありますが、これらの通知に関する令和2年度末における取組状況を別紙1及び2のとおり取りまとめました。

平成24年度に実施した緊急合同点検結果に基づく対策については、別紙1のとおり、教育委員会・学校及び警察による対策箇所について令和2年度末時点において対策済みとなっています。今後については、京都府亀岡市の交通事故を受けた緊急合同点検結果に基づく対策のフォローアップから、千葉県八街市において発生した交通事故を受けた合同点検結果を踏まえた対策状況のフォローアップに移行することとし、毎年度末の取組状況について御報告いただく予定です。なお、報告の時期及び内容については別途連絡します。

また、平成25年12月6日に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（別添参照）において示した各地域における推進体制（以下、「推進体制」という。）については、別紙2のとおり、令和元年度末時点から10自治体が新たに推進体制を構築し、全国の1,741市区町村のうち、98.9%の自治体において構築されています。推進体制が構築されていない自治体においても、早期策定を予定している、あるいは、危険箇所の点検を毎年行うなど推進体制に準じた体制による取組を実施しているところですが、このことから、これまで毎年報告を依頼してきた推進体制の構築状況については、文部科学省が定期的実施する「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において調査することとします。

各自治体の推進体制において策定する基本的方針（通学路交通安全プログラム）の公表については、同プログラムを策定している1,714市区町村のうち、80.8%の自治体が公表しています。各自治体におかれては、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の

構成及び基本の方針の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等を公表し、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

なお、別紙3のとおり、千葉県八街市の交通事故を受けて実施された全国の市町村立小学校の通学路における合同点検において、全国で76,404箇所の対策必要箇所が抽出されたところであり、対策を令和5年度末までに概ね完了できるよう可能な箇所から速やかに実施していただくとともに同プログラムにこれらの対策必要箇所を位置付けて管理いただくようお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

また、各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(内線：2695)  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

令和 4 年 3 月 31 日  
 文 部 科 学 省  
 国 土 交 通 省  
 警 察 庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

(平成 24 年度に実施した緊急合同点検結果に基づく対策等の実施状況)

通学路における交通安全の確保については、平成 24 年度に実施した緊急合同点検以降も、別添(平成 25 年 12 月 6 日の三省庁通知)に基づき、継続的に取組が行われているところです。

この度、令和 2 年度末時点の「通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況」及び「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況」について取りまとめました。

引き続き、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して、緊急合同点検結果に基づく対策を早期に実施されるとともに、各市区町村で策定する通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検の実施など通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進されるようお願いします。

今後とも、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

### ○ 通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(令和 2 年度末時点)

	箇所数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	73,408
教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,588
道路管理者による対策箇所	45,060	43,985
警察による対策箇所	19,715	19,715

※ 1 1 か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。

※ 2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の 신설等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・ 緊急合同点検実施学校数 20,160 校
- ・ 緊急合同点検実施箇所数 80,161 箇所
- ・ 対策必要箇所 74,483 箇所

## 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況について

### 第1. 調査の概要

平成 25 年 12 月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本的方針の策定について、令和2年度末時点の進捗状況を、全国の市区町村教育委員会に調査をした。

### 第2. 調査対象

市区町村教育委員会

### 第3. 調査結果

#### 1 推進体制の構築(全国 1741 市区町村)

構築している	1722
構築していない	19

#### 2 私立学校の参加状況(推進体制を構築している 1722 市区町村)

参加している	9
参加していない	182
私立学校(小学校)の設置なし	1531

#### 3 プログラムの策定状況(推進体制を構築している 1722 市区町村)

策定している	1714
策定していない	8

#### 4 プログラムの公表状況(プログラムを策定している 1714 市区町村)

公表している	1385
公表していない	329

#### 5 プログラムの策定予定(プログラムを策定していない8市区町村)

令和3年度中	4
未定	4

#### 6 推進体制の構築予定(推進体制を構築していない19市区町村)

令和3年度中	4
未定	15

令和 4 年 3 月 4 日  
文 部 科 学 省  
国 土 交 通 省  
警 察 庁

## 通学路における合同点検の結果について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施したところです。

その結果について、以下のとおり取りまとめました。

### 1. 合同点検の概要

#### (1) 学校による危険箇所のリストアップ

これまでの観点に加え、以下の新たな観点も踏まえて抽出

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

#### (2) 合同点検の実施

- ・合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出(令和3年9月末日途)
- ・対策案の検討・作成(令和3年10月末日途)
- ・地域の実情等により期間内の実施が困難な場合、遅くとも令和3年12月末までに、それぞれ実施

### 2. 対策必要箇所の抽出結果 ※1

	<b>対策必要箇所（全体数）※2</b>	<b>76,404 箇所 ※3</b>
※4	<b>教育委員会・学校による対策箇所</b>	<b>37,862 箇所</b>
	<b>道路管理者による対策箇所</b>	<b>39,991 箇所</b>
	<b>警察による対策箇所</b>	<b>16,996 箇所</b>

※1 取りまとめ結果は、令和3年12月末時点のもの（一部、令和4年1月に合同点検を実施した箇所も含む。）である。

※2 都道府県別の対策必要箇所数は、別表のとおりである。

※3 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

## 対策必要箇所の抽出結果（都道府県別内訳）※1

都道府県名 ※2	対 策	必 要 箇 所 数		
		実 施 機 関 別 ※3		
		教育委員会・学校	道 路 管 理 者	警 察
北海道	1,845	1,605	514	299
青森県	691	499	285	129
岩手県	908	516	394	171
宮城県	1,600	1,275	539	357
秋田県	347	236	160	96
山形県	704	486	406	204
福島県	1,289	692	837	380
茨城県	1,860	627	842	523
栃木県	1,321	506	604	195
群馬県	1,039	419	618	418
埼玉県	4,581	605	3,122	855
千葉県	4,044	2,076	2,848	644
東京都	4,497	1,936	1,978	1,092
神奈川県	5,141	2,574	1,620	1,515
新潟県	2,129	1,528	790	272
富山県	899	254	589	138
石川県	808	381	449	229
福井県	416	128	241	96
山梨県	1,254	501	794	238
長野県	2,340	1,309	1,488	266
岐阜県	1,537	608	1,073	158
静岡県	1,101	603	564	257
愛知県	4,054	1,452	1,861	1,190
三重県	1,537	958	720	448
滋賀県	773	446	451	56
京都府	1,287	636	755	405
大阪府	3,891	1,710	1,825	1,337
兵庫県	2,867	1,718	1,647	549
奈良県	1,334	668	838	308
和歌山県	787	573	398	145
鳥取県	456	101	287	114
島根県	1,156	383	747	168
岡山県	1,423	827	657	398
広島県	1,535	637	889	266
山口県	975	972	583	258
徳島県	701	437	305	215
香川県	1,475	969	646	355
愛媛県	911	375	431	304
高知県	554	204	386	115
福岡県	2,365	1,011	1,373	470
佐賀県	814	173	686	64
長崎県	868	524	570	106
熊本県	1,742	1,149	697	467
大分県	923	772	543	142
宮崎県	1,016	346	572	195
鹿児島県	1,397	767	857	158
沖縄県	1,212	690	512	231
合 計	76,404	37,862	39,991	16,996

※1 取りまとめ結果は、令和3年12月末時点のもの（一部、令和4年1月に合同点検を実施した箇所も含む。）である。

※2 都道府県には、指定都市を含む。

※3 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

平成25年12月6日  
文 部 科 学 省  
国 土 交 通 省  
警 察 庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

### 記

#### 1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

#### 2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

##### (1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま



え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

#### (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

### 3. 公表等

#### (1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

#### (2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。